

# 墓地公園樹木葬墓所募集のお知らせ

## 樹木葬とは

伝統的な墓石を用いたお墓ではなく、樹木を墓標とする新しい埋葬方法です。承継不要で墓じまいの心配がないことなどで、近年注目されています。

須賀川市では、近年の少子化、核家族化の進行に伴い、市民の墓地に対する考え方やニーズの変化に対応し、墓地公園内に樹木葬墓所を整備しています。

## 樹木葬墓所の魅力

承継不要 - お墓の跡継ぎを心配する必要がありません

維持管理不要 - 除草・清掃等は市が行います。

自然との調和 - 美しい自然に囲まれた安らぎの空間

経済的負担軽減 - 従来のお墓と比較して費用が抑えられます

申請受付開始：令和8年1月16日（金）から

### 設置場所

墓地公園内の南西側緑地

### 埋蔵可能数

約1,800体

### 申請資格

次の両方を満たす方

- ✓ 市営墓地の許可を持っていない方（返還した場合は、申請可能です）
- ✓ 焼骨を持っている方または65歳以上で生前に申請を希望している方

※市外の方も申請が可能です

### 使用料

区分	使用料(1体当たり)
市内の方	180,000円
市外の方	270,000円(5割増)

### 申請方法

申請書に次の書類を添付し、市役所環境課窓口または、郵送で申請してください。

- 申請者の住民票
- 火葬許可証又は改葬許可証の写し（焼骨を持っている方のみ）

### 墓誌刻字

- 樹木葬墓所は、希望により埋蔵者の氏名を合同の墓誌に刻字することができます。
- 使用料：1体50,000円
- 申請方法：墓所埋蔵届の際に、市役所環境課へ申請
- 刻字できる氏名：火葬許可証又は改葬許可証に記載されている氏名

## ご利用案内

### 納骨について

- ✓ 焼骨は、専用の納骨袋に入れ替え、芝生を掘削して土の中に1体ずつ丁寧に埋蔵します。
- ✓ 納骨前に、市役所環境課に火葬許可証又は改葬許可証を添えて、墓所埋蔵届を提出してください。
- ✓ 焼骨は、市の指定日に墓地公園の東側駐車場脇の受付所でお預かりします。
- ✓ 後日、市が埋蔵しますが、埋蔵作業にご遺族が立ち会うことはできません。
- ✓ 埋蔵されている具体的な場所は、お伝えできませんので、あらかじめご了承ください。
- ✓ 埋蔵後は、改葬ができません。

### 墓参りについて

- ✓ 献花や焼香は、樹木葬墓所正面に設けられた献花台や香炉で行ってください。
- ✓ 献花やお供え物は、参拝後にお持ち帰りをお願いします。
- ✓ 芝生部分に立ち入っての墓参りはできません。

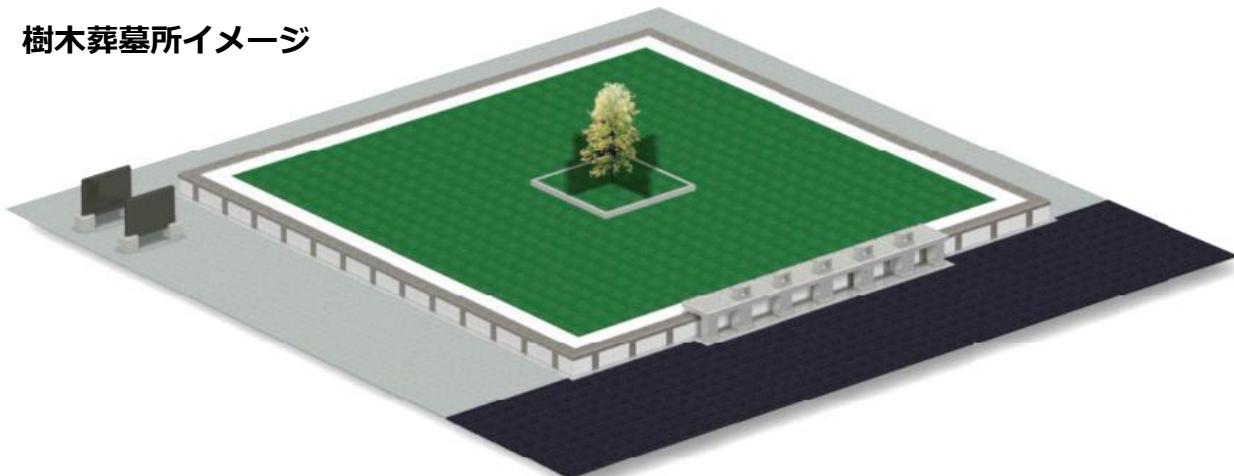
### 維持管理・その他

- ✓ 除草、清掃等の維持管理は市が行うので、使用者が行う必要はありません。
- ✓ 特定の宗教・宗派を問わず、広く皆様にご使用いただけます。
- ✓ 市で供養に関する祭事は行いません。
- ✓ 詳しくは、市ホームページをご確認ください。



樹木葬墓所のお知らせ

### 樹木葬墓所イメージ



問い合わせ先：須賀川市役所環境課 電話 0248-88-9129